

霊園管理料は期限内に納付しましょう

令和5年度分から延滞金が徴収されます

- ◎管理料を納付期限までに納めない場合、令和5年度分から延滞金が徴収されます。
- ◎納付期限の翌日から納付日までの日数に応じて計算し、延滞金額が 1,000 円以上になる場合に徴収されます。
- ◎毎年お支払い忘れのない口座振替（自動引き落とし）を推奨します。

1. 延滞金の徴収

令和5年度分より、管理料を納付期限までに納めない場合、期限内に納付している方との公平性の確保のため延滞金が徴収されます。延滞金は、納付期限の翌日から納付日までの日数に、条例で定められた割合を乗じて計算します。

2. 延滞金の計算方法

(1)管理料 × (2)延滞金の割合 × (3)延滞日数／365 日 = (4)延滞金

(1) 管理料

管理料の 1 0 0 円未満を切り捨てて割合を乗じ、1 円未満を切り捨てます。

(2) 延滞金の割合

延滞金の割合は毎年見直されます。令和5、6年の延滞金の割合は下表のとおりです。

未納が複数年にわたる場合は、各年の割合により計算しますが、1 円未満の切捨ては、各年の計算ごとに行い、それらを合計して金額を求めます。

参考)

期 間	割 合		延滞金特例基準割合 【A】
	納付期限の翌日から督促で指定された納付期限まで 【A + 1 %】	督促で指定された納付期限の翌日以降 【A + 7.3 %】	
令和5年	2.4 %	8.7 %	1.4 %
令和6年	2.4 %	8.7 %	1.4 %
令和7年	2.4 %	8.7 %	1.4 %
令和8年	2.8 %	9.1 %	1.8 %
本 則	7.3 %	14.6 %	

「延滞金特例基準割合」とは、銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加えた割合をいいます。令和9年の延滞金特例基準割合はまだ告示されていません。
延滞金特例基準割合が年7.3%未満の場合、延滞金の割合は上記のようになります（7.3%以上の場合は本則によります）。

(3) 延滞日数

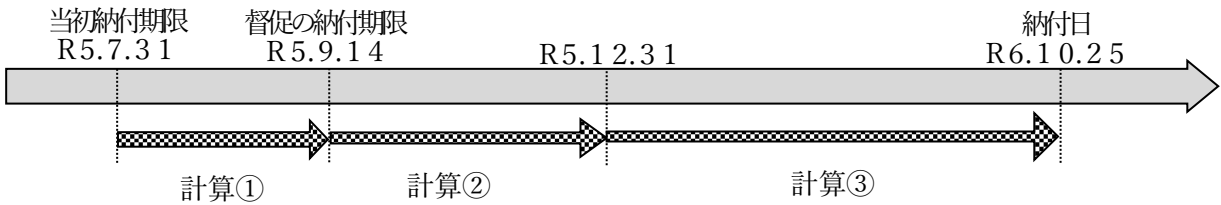
納付期限の翌日から納付した日までの日数

(4) 延滞金の額

計算の結果、1,000円未満であるときは、全額を切り捨てます。

3. 計算例

(右記のように仮定した場合) 管理料：10,050 円 令和5、6年の延滞金特例基準割合：1.4% 納付期限及び納付日：下図のとおり



- ・10,050 円の 100 円未満を切り捨て、10,000 円とします。
 - ・計算①：10,000 円×2.4%× 45 日／365 日 ≒ 29.5円 29 円
 - ・計算②：10,000 円×8.7%×108 日／365 日 ≒ 257.4円 257 円
 - ・計算③：10,000 円×8.7%×300 日／365 日 ≒ 715.0円 715 円
- 計 1,001 円

計算の結果、金額が 1,000 円以上となるため、延滞金として 1,001 円が徴収されます。
なお、閏年でも 3 6 5 日で割り出します。(利率等の表示の年利建て移行に関する法律第 2 5 条)

【問合せ先】
公益財団法人東京都公園協会 公園事業部 霊園課 徴収係
0 3 (3 2 3 2) 3 1 5 1